

【別紙】 グループホーム やはら翔裕園 利用料金表

2024.4.1

① 生活にかかる費用

(保険給付対象外)

費 目	金 額	加算単位	内容の説明
家賃	72,000 円	1月あたり	居住に係る費用
光熱水費	18,200 円	1月あたり	共有部の光熱水費等
共益費	17,500 円	1月あたり	共用部分の維持・管理費
食材料費	1,300 円	1日あたり	施設で提供する食事の材料費

※おむつ代は実費負担となります。

※外泊時・入院時は、食材料費のみ日割り計算となりますが、家賃・光熱水費・共益費は全額負担となります。

※甲が退居する際には、通常の範囲を超えての使用が認められる場合に、ハウスクリーニング及び壁紙の貼替え
 行い費用については甲の負担とします。

② 介護にかかる費用

基本利用料

(1日あたり：円)

費目	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
認知症対応型共同生活介護費Ⅱ (1割負担)	—	817	821	859	885	903	921
認知症対応型共同生活介護費Ⅱ (2割負担)	—	1,633	1,642	1,718	1,770	1,805	1,842
認知症対応型共同生活介護費Ⅱ (3割負担)	—	2,450	2,463	2,577	2,655	2,708	2,763

基本加算利用料

費 目	金 額			加算単位	内容の説明
	1割	2割	3割		
夜間支援体制加算(Ⅱ)	28 円	55 円	82 円	1日あたり	夜勤を行う職員を配置基準より1名以上多く配置した場合に加算されます
認知症行動・心理症状緊急対応加算	218 円	436 円	654 円	1回あたり (7日間を限度)	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対してサービスを行った場合に加算されます
若年性認知症利用者受入加算	131 円	262 円	393 円	1日あたり	若年性認知症の方を受入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合に加算されます
看取り介護加算 (死亡以前31日以上45日以下)	79 円	157 円	236 円	1日あたり	(施設基準)・看取り方針を定め、入居の際に利用者等に対して内容を説明し同意を得ていること・医師・看護師・介護職員等により協議し、看取り指針の見直しを実施していること。看取り研修を実施していること
看取り介護加算 (4日以上30日以下)	157 円	314 円	471 円	1日あたり	(利用者基準)・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した方・介護計画についての説明を受け同意し、介護を受けている方(その他の基準)
看取り介護加算 (前日、前々日)	742 円	1,483 円	2,224 円	1日あたり	医療連携体制加算を算定していること等を満たしている場合に加算されます。
看取り介護加算 (当日)	1,396 円	2,791 円	4,186 円	1日あたり	
入院時費用	269 円	537 円	805 円	1日あたり	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、6日を限度として加算されます
初期加算	33 円	66 円	99 円	1日あたり	入居から30日間及び1か月以上入院した後、退院から30日間に限り加算されます
医療連携体制加算Ⅰ(イ)	63 円	125 円	187 円	1日あたり	事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置している
医療連携体制加算Ⅰ(ロ)	52 円	103 円	154 円	1日あたり	事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置している
医療連携体制加算Ⅰ(ハ)	41 円	81 円	121 円	1日あたり	事業所の職員として又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーション等の連携機関に看護師を常勤換算で1名以上配置している

医療連携体制加算Ⅰ（ハ）	41 円	81 円	121 円	1 日あたり	訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること
医療連携体制加算Ⅱ	6 円	11 円	17 円	1 日あたり	医療的ケアが必要な者の受け入れ 喀痰吸引を実施している状態 経管胃ろうなどの経腸栄養が行われている状態 など

協力医療関連連携加算 (Ⅰ)	109 円	218 円	327 円	1 月あたり	病状が急変した場合において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している
協力医療関連連携加算 (Ⅱ)	44	88	131	1 月あたり	医療機関との間で入所者等の同意を得て、入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している
退居時情報提供加算	273 円	545 円	818 円	1 回が限度	医療機関へ退所する入所者等について、同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供する
認知症専門ケア加算Ⅰ	4 円	7 円	10 円	1 日あたり	日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上。認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置している場合に加算されます
認知症専門ケア加算Ⅱ	5 円	9 円	13 円	1 日あたり	Ⅰの要件を満たし、かつ認知症介護指導者研修修了している者を1名配置し、研修計画を作成し、実施又は実施を予定している場合に算定されます
認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)	164 円	327 円	491 円	1 月あたり	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を中心にチームで取り組んでいる
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	131 円	262 円	393 円	1 月あたり	認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している
高齢者施設等感染対策向上 加算(Ⅰ)	11 円	22 円	33 円	1 月あたり	新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保している
高齢者施設等感染対策向上 加算(Ⅰ)	6 円	11 円	17 円	1 月あたり	3年に1回以上施設内で感染症が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている
新興感染症等施設療養費	262 円	524 円	785 円	1 日あたり	感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している
サービス提供体制強化加算Ⅰ	24 円	48 円	72 円	1 日あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている場合に加算されます
サービス提供体制強化加算Ⅱ	20 円	40 円	59 円	1 日あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上配置されている場合に加算されます
サービス提供体制強化加算Ⅲ	7 円	13 円	20 円	1 日あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上又は常勤職員75%以上又は勤続7年以上が30%配置されている場合に加算されます
科学的介護推進体制加算	44 円	88 円	131 円	1 月あたり	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること及び、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	109 円	218 円	327 円	1 月あたり	見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。職員間の適切な役割分担の取り組み等を行っている
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11 円	22 円	33 円	1 月あたり	見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行う
業務継続計画実施減算				—	所定単位数の100分の3に相当する単位数の減算
高齢者虐待防止措置実施減算				—	所定単位数の100分の1に相当する単位数の減算
介護職員処遇改善加算(※1)	円	円		1 日あたり	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うと併に、当該計画に基づき適切な措置を講じ実施した場合に加算されます
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(※1)	円	円		1 日あたり	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定 1000分の31に相当する単位数
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(※1)	円	円		1 日あたり	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定 1000分の23に相当する単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算(※1)	円	円		1 日あたり	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得している事と賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用する事で加算されます。

※ 上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。(消費税は非課税です)

※1 個別の介護度及び加算の請求項目等によって金額が各人毎に異なります。